

第1節

日米安全保障体制の概要

1 日米安全保障体制の意義

1 わが国の平和と安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全や独立を確保するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から、軍事力による示威や恫喝^{どっかつ}に至るまで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。

しかし、米国でさえ一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではない。

このため、わが国は、民主主義、人権の尊重、法の支配、資本主義経済といった基本的な価値観や世界の平和と安全の維持に関する利益を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基軸として、わが国の平和、安全や独立を確保してきた。

具体的には、日米安保条約第5条の規定に基づき、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処するとともに、同第6条の規定に基づき、米軍に対してわが国の施設・区域を提供することとしている。この米国の日本防衛義務により、仮にどこかの国がわが国に対して武力攻撃を企図したとしても、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなければならなくなる。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識し、わが国に対する侵略を思いとどまることになる。すなわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、このような米国の軍事力による抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、わが国自身の防衛体制とあいまって隙のない態勢を構築し、わが国の平和と安全を確保していく考えである。

2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条では、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、日本国の安全とともに、極東における国際の平和や安全の維持があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和や安全と極めて密接な関係にあるとの認識に基づくものである。

わが国の周辺地域には、大規模な軍事力を有する国家などが集中し、核兵器を保有または核開発を継続する国家なども存在する。また、パワーバランスの変化に伴い既存の秩序をめぐる不確実性が増しており、いわゆるグレーゾーン事態は、明確な兆候のないまま、より重大な事態へと急速に発展していくリスクをはらんでいる。

こうした安全保障環境のなかで、わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、地域における様々な安全保障上の課題や不安定要因に起因する不測の事態の発生に対する抑止力として機能し、わが国や米国の利益を守るのみならず、地域諸国に大きな安心をもたらすことで、いわば公共財としての役割を果たしている。

また、日米安保体制を基軸とする日米同盟関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっている。このような体制は、韓国、オーストラリア、タイ、フィリピンなどの地域諸国と米国の間で構築された同盟関係や、そのほかの国々との友好関係とあいまって、地域の平和と安定に不可欠な役割を果たしている。

3 グローバルな課題への対応

日米同盟関係は多国間の安全保障に関する対話・協力

の推進や国連への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組にも役立つものである。

現在、海洋・宇宙・サイバー空間の安定的利用に対するリスク、海賊行為、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロなど、一国での対応が困難なグローバルな安全保障上の課題が存在しており、関係国が平素から協力することが重要である。日米の緊密な協力関係は、わが国がこのような課題に効果的に対応していくうえでも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、平素か

ら様々な面での協力の強化に努めている。こうした緊密な連携は、海賊対処など各種の国際的な活動において自衛隊と米軍が協力するうえでの基盤となっており、日米安保体制の実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が、卓越した活動能力を有する米国と協力してグローバルな課題解決のための取組を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

2 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の内容

日米間の役割や協力などのあり方についての一般的な大枠や政策的な方向性を示した日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、1978年に策定され、1997年と2015年に逐次改訂されている。2015年に改訂された現行のガイドラインは、日米両国の役割と任務についての一般的な大枠や政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力や対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにするものである。

ガイドラインでは、わが国の平和や安全の切れ目のない確保のため、平時から、情報収集・警戒監視・偵察

(ISR) 活動、防空やミサイル防衛、海洋安全保障、訓練・Intelligence, Surveillance and Reconnaissance 演習、アセットの防護、後方支援などの措置をとることや、わが国における大規模災害への対処などにおいて日米が協力することなどが明示されている。また、地域やグローバルな平和と安全のため、国際的な活動において日米が協力すること、3か国や多国間協力を推進・強化すること、宇宙やサイバー空間に関して協力すること、日米協力の実効性をさらに向上させるための基盤として防衛装備・技術協力や情報協力・情報保全などの日米共同の取組を発展・強化することなどが明示されている。

参照 資料26（日米防衛協力のための指針（2015年4月27日）（仮訳））、資料27（日米同盟にかかわる主な経緯）

3 日米間の政策協議

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々なレベルで緊密に連携し、二国間のみならず、インド太平洋地域をはじめとする国際社会全体の平和と安定や繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

日米間の安全保障に関する政策協議は、日米安全保障協議委員会（SCC）（日米「2+2」）、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の様々なレベルで緊密に行われている。中でも、防衛・外務の閣僚級協議である「2+2」は政策協議の代表的なものであり、重要な協議機関として機能している。

また、累次の機会を捉えて、日米防衛相会談を行い、両国の防衛政策や防衛協力について協議しており、加えて、事務次官や各幕僚長などの実務レベルにおいても、常日頃から協議や必要な意見交換などを行っている。

防衛省においては、日米安保体制の信頼性をさらに向上させるため、このような協議などを積極的に行い、日米間で情報や認識を共有するとともに、日米同盟の抑止力・対処力のさらなる強化に向けた具体的な取組について議論を行っている。

1 最近行われた日米首脳会談

高市内閣総理大臣は、2025年10月、訪日したトランプ大統領と日米首脳会談を行った。両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくべく、幅広い安全保障協力を進めていくことで一致した。また、力または威圧による一方的な現状変更の試みに反対し、日米で綿密に連携していくことおよび台湾海峡の平和と安定の重

要性を改めて確認した。さらに両首脳は、北朝鮮情勢について認識を共有し、核・ミサイル問題に共に対処する必要性や、北朝鮮の完全な非核化に向けた確固たるコミットメントを確認した。

また、同年11月には日米首脳電話会談を行い、日米同盟の強化やインド太平洋地域が直面する情勢や諸課題について幅広く意見交換を行うとともに、現下の国際情勢のもとで、日米間の緊密な連携を確認した。さらに翌年1月にも日米首脳電話会談を行い、米国が建国250周年を迎えることに祝意を伝えつつ、記念すべき年を日米同盟の新たな歴史を切り開く一年とすべく、日米協力を一層深めていくことなどを確認した。

加えて、2026年3月には、高市内閣総理大臣は訪米し日米首脳会談を行い、互いの強固な信頼関係のもと、安全保障を含む幅広い分野で、質の高い日米協力を具体的に進め、日米同盟を更なる高みに引き上げていくこと、そしてミサイルの共同開発・共同生産を含む幅広い安全保障協力を進めていくことで一致した。



日米首脳会談（2026年3月）【首相官邸ホームページ】

2 最近行われた日米防衛相会談

2025年5月、中谷防衛大臣（当時）はヘグセス米戦争長官とシンガポールにおいて日米防衛相会談を実施した。両閣僚は、同年3月の日米防衛相会談におけるやりとりを踏まえつつ、次の新たな展開を含む、日米防衛協力の取組について議論した。また、米戦争省が新たな国防戦略を策定するにあたり、日米両国の戦略の優先事項などが整合するように、緊密に擦り合わせていくことを確認した。さらに日米間のサイバー領域における協力を更に強化させていくことを確認した。

同年10月には、小泉防衛大臣はヘグセス米戦争長官と防衛省において日米防衛相会談を実施した。両閣僚は、急速に厳しさを増すインド太平洋地域の安全保障情勢について率直な意見交換を行い、認識を共有するとともに、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことを確認した。特に、①日米の指揮・統制枠組みの向上について、在日米軍のアップグレードおよび自衛隊の統合作戦司令部の取組にかかる具体的な進展を歓迎し、平時から緊急状態までの日米の連携を一層効果的に実施するため取り組むこと、②南西地域における日米の共同プレゼンスの拡大について、より高度かつ実践的な共同訓練の各地、特に南西地域での拡充を含め、同盟の最優先事項の一つとして取り組むこと、③防衛装備・技術協力について、防衛生産・技術基盤の強化が共通の課題であることを認識し、日米の防衛生産・技術基盤を相互補完する重要性を再確認したうえで、日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（ダイキヤス（DICAS）アムラーム（AMRAAM）Forum on Defense Industrial Cooperation, Acquisition and Sustainment）のもと、AMRAAMなどのミサイル共同生産や米軍艦艇・航空機の共同維持整備にかかる取組の追求を含む進展を歓迎し、一層推進することを確認した。さらに、日米を中核として、オーストラリア、韓国、フィリピンをはじめとする地域のパートナーとの間で、情報共有や運用面を含む協力を更に進展させていくことで一致した。

また、両閣僚は、抑止力を維持し、地元への影響を軽減するため、普天間飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策である辺野古における普天間飛行場代替施設の建設と普天間飛行場の返還を含め、沖縄統合計画およびその他の既存の二国間取決めに従った在日米軍再編の着実な実施が極めて重要であることを確認した。また、在日米軍による事件・事故の再発防止のための協力を進めることで一致した。

両閣僚は引き続き同年11月にもマレーシアで日米防衛相会談を実施した。両閣僚は、米国の国家防衛戦略のほか、米国による韓国に対する原子力潜水艦の建造許可などについて意見交換を実施した。また、日米韓3か国による防衛協力が重要であり、日米同盟を基軸とした同志国連携を一層進展させ、抑止力強化のために具体的な取組を追求していくことの必要性についても議論した。さらに日米同盟の抑止力および対処力を引き続きスピード感をもって強化していくことで一致した。

その後も両閣僚は同年12月に電話会談を行い、同月に発生した中国軍機による自衛隊機へのレーダー照射事

案を含め、急速に厳しさを増すインド太平洋地域の安全保障情勢について意見交換を行った。また、両閣僚は、中国の行動は地域の平和と安定に資するものではなく、地域において緊張を高めるいかなる行為についても、深刻な懸念を表明するとともに、日米間で緊密に意思疎通し、連携していくことで一致した。

両閣僚は、翌年1月に米国において日米防衛相会談を実施し、変化する安全保障環境がもたらす課題に対応するため、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する様々な取組について、引き続き切迫感を持って推進していくことで一致した。特に、南西地域における日米の共同プレゼンスの拡大について、自衛隊の防衛力強化の取組の進捗も踏まえて、同盟の最優先事項の一つとして、より高度かつ実践的な共同訓練の各地、特に南西地域での拡充を含め、一層取り組むことを確認した。また、防衛装備・技術協力についても一層連携していくことで一致し、小泉防衛大臣は、日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）について、次回協議の早期開催に向けて準備を進めていくことの重要性を強調した。さらに両閣僚は、統合防空ミサイル防衛能力や宇宙領域での協力を強化していく必要性について議論した。また、抑止力を維持し、地元への影響を軽減するため、普天間飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策である辺野古における普天間飛行場代替施設の建設と普天間飛行場の返還

を含め、沖縄統合計画およびその他の既存の二国間取決めに従った在日米軍再編の着実な実施が極めて重要であることを確認するとともに、在日米軍による事件・事故の再発防止のための協力を進めることで一致した。



日米防衛相会談（2026年5月）

参照 図表Ⅲ-2-1-1（日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議）、2節（日米共同の抑止力・対処力の強化）、Ⅳ部3章2節（米国との防衛装備・技術協力など）、資料28（日米協議の実績（2022年以降））、資料29（日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）共同発表（仮訳））、資料30（日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）閣僚会合（概要）（2024年7月））

図表Ⅲ-2-1-1 日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会 (SCC) Security Consultative Committee (日米「2+2」)	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官 (注1)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、および安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを根拠とし、1960（昭和35）年1月19日付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務 レベル協議 (SSC) Security Subcommittee	参加者は 一定していない (注2)	参加者は 一定していない (注2)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	日米安保条約第4条など
防衛協力小委員会 (SDC) Subcommittee for Defense Cooperation (注3)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 および統合幕僚監部の代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館 在日米軍 統合参謀本部 インド太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	1976（昭和51）年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、1996（平成8）年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会 (JC) Joint Committee	外務省北米局長 防衛省地方協力局次長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館公使 など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

(注) 1 1990（平成2）年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官
2 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
3 1996（平成8）年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。